常翔啓光学園中学校・高等学校　２０２７年度　教員募集要項

１．募集内容　　特任教諭（常勤講師）
社会（地理・日本史）、数学、理科（化学・生物）、英語、家庭
以上の教科（科目）　若干名
※非常勤講師もあわせて募集しています。募集教科は、国語、社会（地理・日本史）、理科（化学・生物）、英語、家庭、保健体育です。ただし特任教諭と採用条件や採用試験内容などが異なりますので、詳細が必要な場合はお問い合わせください。

２．任用期間　　２０２７年４月１日～２０２８年３月３１日[更新あり。ただし採用年度を含め５年を限度とします。]　※勤務成績等により専任への途あり。

３．主な待遇

（１）給　　与　　■月給　300,000 円（定額残業手当 57,700 円／30 時間相当分を含む）
※４年制大学新卒者、採用時 22 歳の場合
■賞与　年１回以上支給（2026 年度実績：夏期 1.5 カ月、冬期 1.5 カ月）
（モデル年収　4 年制大学新卒者：406 万円、30 歳：470 万円）
※モデル年収は、賞与を本年度実績で試算しています。実際の年収とは異なることがあります。

（２）勤務条件　　①勤務時間：８時 20 分～17 時 20 分（うち休憩 1 時間）、１年単位の年間変形労働時間制を導入
②休日休暇：日曜日、祝日、学園創立記念日（10/30）、年次有給休暇、年末年始休暇、特別休暇（慶弔休暇、看護・介護休暇）等

（３）そ の 他　　①雇用契約を更新する場合は、人事評価の結果等により昇給します。
②諸手当：学園規定に基づき支給　　③社会保険：日本私立学校振興・共済事業団
④退職金：ありません

４．応募要領

（１）応募資格　　①応募教科の中学校と高校両方の教員免許取得者（2027年3月取得見込可）。
②専門的知識を持ち、個別指導や難関大学受験指導ができ教育に情熱をお持ちの方。また教科指導だけでなく、生活指導や課外活動などにも積極的に取り組める方。
③学校教育法第９条に該当しないこと。
④令和8年12月25日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）（以下、「こども性暴力防止法」といいます。）第2条第8項に規定する特定性犯罪事実該当者ではないこと（別紙「こども性暴力防止法に基づく特定犯罪の事実確認について」参照）。

（２）応募期限　　**随時募集しています。採用の決定次第、終了します。**

（３）提出書類　　①本校ホームページから応募フォームを入力
②履歴書【所有免許・資格(TOEIC 等含む)を必ず記載のこと】(市販のもので可)
③職務経歴書【前職のある方】（Ａ４サイズ任意様式）　④卒業･修了(見込)証明書
⑤成績証明書　⑥教員免許状の写しまたは取得（見込）を証明できる書類
⑦志望動機（Ａ４サイズ任意様式、８００字程度）
⑧更新講習修了確認（延期・免除）証明書の写し【該当者のみ提出】
※応募フォーム入力後、②～⑦または②～⑧を郵送してください。両方が本校に届いた時点で受付完了です。
＊提出書類は返却しません。提出書類に記載された個人情報は採用選考以外の目的には利用しません。

（４）応 募 先　　〒573-1197　大阪府枚方市禁野本町１－１３－２１
常翔啓光学園中学校・高等学校　人事委員会
*応募封筒に「応募職種・教科（科目）」を朱書きしてください。

５．採用試験

試験内容　　①一次試験：書類選考
②二次試験：筆記・小論文試験（※非常勤講師：筆記試験のみ）
③三次試験：模擬授業・個人面接　　②・③は同日実施

６．問い合わせ先　　教頭・髙木　ＴＥＬ：０７２－８４８－０５２１（代表）

以　上

【別紙】

こども性暴力防止法に基づく特定性犯罪の事実確認について

①本業務へ従事するに当たっては、こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
②特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、本校の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
③このため、予め採用選考過程において、誓約書や履歴書等により特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。

【参考条文】
学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 ６年法律第 69 号）（抄）
（定義）
第二条（略）
８ この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは，次の各号のいずれかに該当する者をいう。
一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた 者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）で あって，その刑の執行を終わり，又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって，当該裁判が確定 した日から起算して十年を経過しないもの
三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって，その刑の執行を終わり，又は執行を 受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

以上